

契約番号 1506300002 令和 6 年度浄水汚泥処理業務委託
仕 様 書

第 1 章 総則

1-1. 目的

本浄水汚泥処理業務委託（以下、「業務委託」という。）は、佐賀東部水道企業団（以下「甲」という。）北茂安浄水場及び基山浄水場の浄水処理過程において排出する浄水汚泥（産業廃棄物）の収集、運搬及び中間処理の業務を委託するものである。

1-2. 業務委託名称等

- 1) 業務委託名称 令和 6 年度浄水汚泥処理業務委託
- 2) 業務委託場所 三養基郡みやき町大字江口地内（北茂安浄水場）
三養基郡基山町大字園部地内（基山浄水場）
- 3) 業務委託期間 契約日から令和 7 年 3 月 3 1 日

1-3. 法令等の遵守

請負者（以下、「乙」という。）は、処理作業に当たり関係する法令、条例、規則等（以下「関係法令等」という。）を遵守する。

「関係法令等」とは、河川法、計量法、建築基準法、消防法、高圧ガス保安法、廃棄物処理法、水道法、騒音規制法、電気事業法、電波法、電気通信事業法、道路交通法、道路法、労働安全衛生法、労働基準法、その他関係する法令、条例及び規則をいう。

1-4. 産業廃棄物収集、運搬時の事故

産業廃棄物の収集、運搬時の事故において、事故後の措置、修復は乙が行うこととし、かかる費用はすべて乙が負担するものとする。

1-5. 車両及び重機類の整備、管理

車両及び重機類からの油等の流出を防止するため整備、管理を行うこと。

1-6. 疑義に関する協議

本仕様書に明示していない事項又は不明な点もしくは、疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

1-7. 安全対策

乙は危険が予想される箇所では安全に留意し事故、災害の防止に努めるものとする。

1-8. 衛生管理

乙は清掃業務などを行うに当たって、水道法等関係法令を遵守し、衛生管理に十分注意する。

1-9. 業務報告書

乙は本業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を作成し、甲の行う検査を受けるものとする。